

和歌山縣報

號

外

大正二年六月十四日

○縣令

○和歌山縣令第四十一號

明治三十七年九月縣令第七十號縣稅徵收細則中左ノ通改正シ大正二年六月十六日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年六月十四日

和歌山縣知事 川村竹治

一、第五條第二項ヲ削除シ同條第三項ニ次ノ但書ヲ加フ

但シ郵便振替貯金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、第八條第一項ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ

督促狀發布前滯納稅金ヲ納付セムトスル者アルトキハ收入命令者ニ於テ第七號書式ノ二ニ依
ル納付書ヲ交付シ縣金庫へ納付セシム

一、附屬書式中第七號ヲ改メ其ノ次ニ第七號ノ二ヲ加フ

第七號書式 (用紙及寸法適宜)

第 號	送 達 書
送達シタル書名通數	督促狀

一通

督促									
大正	年 度	第 號		送達シタル日時		郡(市)町(村)			
		郡(市)町(村)	縣	某	納	大正	年	月	日午前
一金何程 一金拾錢	證金庫印	督促手數料	月期分						
<p>●注意納稅人ニ於テ税金ヲ納付セムトスルトキハ本書ニ現金ヲ添へ指定ノ金庫ヘ差出シ領收證ヲ受取ヘシ</p> <p>受取人ナキトキ又ハ名捺印ヲ拒ミタルトキハ其ノ事由</p> <p>右之通取扱候也</p> <p>使丁</p>									

若シ其ノ期限ヲ過ぎ完納セサルトキハ直ニ財產差押ノ處分ヲ爲スヘシ

シ

大正年月日 知事(郡長) 氏名印

縣金庫印

第 號	號	郡(市)町(村)	何	某	納
大 正	年 度	縣	歲	入	
一金	何程	縣金庫印			
一金	拾錢				

右大正年月日領收

和歌山縣本金庫
(又ハ支金庫)印

知事(郡長)氏名宛

縣金庫印

第 號	號	郡(市)町(村)	何	某	納
--------	---	----------	---	---	---

和歌山縣外 大正二年六月十四日

第三回

大正	年	歲	入
----	---	---	---

度

縣

歲

入

期

一金何程

縣稅	稅
----	---

月分

証印

右領收候也

大正年月日

和歌山縣本金庫

(又ハ 何支金庫)印

備考

一、郵便ヲ以テ送達ノ場合ハ督促狀ノミヲ發スルコトヲ得

二、稅金ト督促手數料ト收入年度ヲ異ニスル場合ハ督促手數料ノ上ニ何年度縣歲入ノ印ヲ押捺スヘシ

三、納期ヲ同シクスル二稅以上同時ニ督促スルトキハ一紙ニ列記スルコトヲ得

一、縣金庫ニ於テ本書ニ現金ヲ添へ差出スモノアルトキハ式ノ如ク証印ノ上縣金庫事務規程ニ依リ取扱フヘシ但督促狀ニ通知書・領收証書ノ添付ナキ場合ハ縣金庫ニ於テ調製スルモノトス

一、督促狀ノ欄外ニ左ノ注意事項ヲ記載スヘシ

納稅人ニ於テ稅金ヲ納付セムトスルトキハ本書ニ現金ヲ添へ指定ノ金庫へ差出シ領收証ヲ受クヘシ

第七號書式ノ二 (用紙及寸法適宜)

第 大 正 年 月 日	付 右和歌山縣本金庫 <small>(又ハ 何支金庫)</small> へ納付ヲ要ス	號 郡(市)町(村) 年 度 縣 歲 入	某 何 程 縣稅 稅 期分

通 大 正 年 度	第 號 郡(市)町(村) 縣 歲 入	知事(郡長) 氏 名 印
一金 何 程 右大正 年 月 日領收	縣稅 稅 月 分	某 納

書

知事(郡長)氏名宛



第 號	郡(市)町(村)	何	某	納
大正	年	度	縣	歲
				入

一金何程
右領收候也



縣稅	稅
月	期
分	分

領收證書

大正年月日

和歌山縣本金庫
(又、
何支金庫)印

備考

一、金庫ニ於テ本書ニ現金ヲ添ヘ差出スモノアルトキハ式ノ如ク証印ノ上縣金庫事務規程ニ依リ取扱フヘシ

○訓令

○和歌山縣訓令第二十八號

郡市役所
町村役場
縣金庫

縣稅及縣稅外收入金納入郵便振替貯金取扱手續左ノ通定メ大正二年六月十六日ヨリ之ヲ施行ス
大正二年六月十四日 和歌山縣知事 川村竹治

縣稅及縣稅外收入金納入郵便振替貯金取扱手續

第一條 市町村ハ本令ノ定ムル所ニ從ヒ縣稅及縣稅外收入金ヲ郵便振替貯金ニ依リ縣金庫ニ拂込ムコトヲ得

第二條 郵便振替貯金加入金庫及其ノ口座番號ハ左ノ通トス

加 入 金 庫 口 座 番 號

和歌山縣本金庫

和歌山縣金庫海草郡支金庫

同 同 同 同 同 同 同

伊都郡支金庫

那賀郡支金庫

有田郡支金庫

日高郡支金庫

西牟婁郡支金庫

東牟婁郡支金庫

和歌山金庫八番

第三條 縣稅又ハ縣稅外收入金ヲ拂込マムトスルトキハ第一號様式ノ拂込書ヲ添ヘ最寄郵便局ニ
差出スヘシ

第四條 府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則第三條ニ依ル拂込高ノ通知及同規則第五條ニ依ル
即時拂ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ取扱フ

和歌山縣本金庫ニ對シテハ

和歌山郵便局

和歌山縣金庫海草郡支金庫ニ對シテハ

岩出郵便局

那賀郡支金庫ニ對シテハ

橋本郵便局

伊都郡支金庫ニ對シテハ

湯淺郵便局

有田郡支金庫ニ對シテハ

御坊郵便局

日高郡支金庫ニ對シテハ

田邊郵便局

西牟婁郡支金庫ニ對シテハ

新宮郵便局

東牟婁郡支金庫ニ對シテハ

新宮郵便局

第五條 加入金庫ニ於テ指定郵便局ヨリ拂込通知票及受入通知票ノ送付ヲ受ケタルトキ 其ノ日

ヲ以テ收入ノ登記ヲ爲シ受入通知票ハ其ノ受附月日ヲ記入シ當該收入命令者ニ送付スヘシ

第六條 受入命令者加入金庫ヨリ受入通知票ノ送付ヲ受ケタルトキハ受入通知票金庫受領ノ日ヲ

以テ收入ノ整理ヲ爲スヘシ

第七條 前二條ノ場合ニ於テハ郵便局受附ノ日ヲ帳簿摘要欄ニ記載スヘシ

第八條 府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則第五條ノ即時拂受領証書用紙ハ第二號様式ニ據ル

ヘシ

第一號様式

用紙 西洋紙

印刷 (寸法)

受領票ハ縦四寸三分横二寸(内法)トシ其ノ他ノ票ハ縦四寸横二寸四分トス
色 空色又ハ黒色

(五枚接續)
表

裏

歌和度年 正大

入藏縣山歌和度年 正大

込 拂

金庫	口 錢 座	加入
一金		
和歌山縣何金庫	和歌山縣何番	
附印	局日	受附

票 査 盤

市町村	拂込	金算	局印
×		一金	
和歌山縣何金庫	和歌山縣何番	附印	局日

×御を付しある部は拂込市町村に於て記載せらるべ

大正二年六月十四日

正大年和歌歲入

受入通

金庫 加入	市町 村	拂込
和歌山縣何金庫		
附印	局日	受附

×印を付しめる部は拂込市町村に於て記載せらるべし
×但内開裏面の通

正大年和歌歲入

拂込通知票

金庫 加入	市町 村	拂込	金庫 加入	市町 村	拂込
和歌山縣何金庫			和歌山縣何金庫		
附印	局日	指定	附印	局日	受附

×印を付しめる部は拂込市町村に於て記載せらるべし
×但内開裏面の通

正大年和歌歲入

票

市町 村	拂込

×印を付しめる部は拂込市町村に於て記載せらるべし

歲入科目別額

通信欄

歲入科目別額

通信欄

大正二年六月十四日

第貳號様式

用紙適宜

印刷 寸法
色 縱三寸 橫四寸五分

入歲縣山歌和度年 正大

票 領 受	
町村	拂込
市	市
村	收 入 役 殿

×印を付しある部は拂込市町村に於て記載せらるべし

備考 拂込市町村ニ於テハ拂込通知票受入通知票及受領票ノ裏面ニ拂込金ノ内訳ヲ歲入科目毎ニ區分シ記載スルヲ要ス

入歲縣

票 知

者會命入收

×

殿

印附日庫金

額 金

額 金	科 目 別 入 岁

和歌山縣歲入

振替貯金即時拂受領證

拂印附日印

一金

右正ニ受領候也

受領者	加入者口座番號	受領證印
和歌山縣本金庫(又ハ)	和歌山金庫何番	
和歌山縣金庫何郡支金庫		

大正二年六月十三日印
大正二年六月十五日二十一日二十四日二十七日三十日發行
大正二年六月二日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行

和歌山縣知事官房

印人和歌山市北休賀町六番地
和歌山市北休賀町六番地
和歌山市北休賀町六番地
和歌山市北休賀町六番地
和歌山市北休賀町六番地